

鹿島市子ども・子育て支援事業計画(案) 概要

[illegible]

事業計画構成と内容	国基本指針該当部分
3 鹿島市の子ども・子育てを取り巻く状況と課題（P 6～） （1）人口・世帯数の動向（P 6） ・人口・世帯数の推移、人口動態、子育て世帯の推移等を示します。 （2）教育・保育施設の状況（P 9） ・幼稚園、保育所等の設置状況・利用者数の推移を示します。 （3）地域子ども・子育て支援事業の状況（P 11） ・地域子ども・子育て支援事業の実施状況を示します。 （4）ニーズ調査の結果概要（P 17） ・保護者の就労状況・意向、教育・保育施設等の利用ニーズ、地域子ども・子育て支援事業の利用ニーズ、小学校入学後の放課後の過ごし方等の集計結果を示します。 4 次世代育成支援行動計画の総括（P 24） ・「鹿島市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の評価、ニーズ調査結果等を踏まえた現計画の総括。 5 鹿島市の子ども・子育て支援の課題（P 30） ・本市の現状と課題を浮かび上がらせ、主要課題を整理し、基本理念・基本目標・施策の方向を示します。	第一 一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境 第三 一 1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項 第三 一 3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握
第Ⅱ部 鹿島市子ども・子育て支援の基本的考え方	
1 基本理念（P 34. 35） ・国の「基本指針」における「子ども・子育て支援の意義」や「鹿島市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本理念等を踏まえ、本計画への基本的なビジョンを明確にします。 ・「保育の量的拡大・確保」「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「地域の子ども・子育て支援の充実」の新制度の3つの狙いを踏まえ、基本理念・基本目標をもとに将来像を描きます。 基本理念 『～あの子もこの子も鹿島の未来～ 明るく元気に育ち、生きる力あふれる うるおいのあるまち 鹿島』 2 基本目標 基本目標① 未来を担い、創造する子どもたちを育む 基本目標② 子どもたちの可能性と夢を引き出す 基本目標③ 地域で見守りと気づきで創る子どもたちの未来	第一 二 子どもの育ちに関する理念 第一 三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義
3 家庭・地域・事業者・行政の役割（P 36） ・家庭・地域・事業者・行政の役割を整理します。	第一 四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

事業計画構成と内容	国基本指針該当部分
4 主要施策の方向（P 37） 以下、6つの事項を本事業計画の基本的視点として定め、視点ごとの施策の方向を示すことによって、同後期計画を継承する主要施策の今後のあり方を具体的に示します。 (1) 子育て世代への支援 (2) 妊産婦・乳幼児の健康の確保と増進 (3) 子どもの健やかな成長を目指す教育環境の整備 (4) 子育てと社会参加の両立支援 (5) 専門的な支援を必要とする子どもなどへの支援の充実 (6) 安全・安心なまちづくりの推進	
第Ⅲ部 事業計画	
1 教育・保育提供区域の設定 必須（P 44） ・「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。 ・具体的には、以下の視点で考え、区域を設定します。 <u>視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか</u> 各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定。 <u>視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか</u> 人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲である。	第三 二 1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

事業計画構成と内容						国基本指針該当部分																																												
2 教育・保育の提供体制の確保 (1) 教育・保育施設の充実(需要量及び確保の方策) 必須 (P 4 5) ・教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定めます。 ◇ニーズ調査をもとに、鹿島市に居住する子どもの「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」+「利用希望」を踏まえて設定します。 ◇設定は「0-2歳・保育の必要性あり」「3-5歳・保育の必要性あり」「3-5歳・幼児期の学校教育のみ」の3つの認定区分により行います。 ・教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。 (イメージ)						第二 一 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的な考え方 第三 一 4 計画期間における数値目標の設定 第三 二 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項																																												
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">市全域</th><th>1号認定</th><th colspan="2">2号認定</th><th colspan="2">3号認定</th></tr><tr><th>3歳以上教育希望</th><th>①3歳以上教育希望</th><th>②3歳以上保育必要</th><th>1～2歳保育必要</th><th>0歳保育必要</th></tr><tr><td colspan="2">見込量合計①</td><td>39人</td><td>84人</td><td>689人</td><td>454人</td><td>203人</td></tr><tr><td rowspan="3">確保方策 (提供量)</td><td>特定教育・保育施設※1</td><td>40人</td><td>90人</td><td>643人</td><td>438人</td><td>200人</td></tr><tr><td>地域型保育事業※2</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>2人</td><td>1人</td></tr><tr><td>合計②</td><td>40人</td><td>90人</td><td>643人</td><td>440人</td><td>201人</td></tr><tr><td colspan="2">②-①=</td><td>1人</td><td>6人</td><td>△46人</td><td>△14人</td><td>△2人</td></tr></table> ※1 認定こども園、幼稚園、保育所 ※2 家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育							市全域		1号認定	2号認定		3号認定		3歳以上教育希望	①3歳以上教育希望	②3歳以上保育必要	1～2歳保育必要	0歳保育必要	見込量合計①		39人	84人	689人	454人	203人	確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	40人	90人	643人	438人	200人	地域型保育事業※2	—	—	—	2人	1人	合計②	40人	90人	643人	440人	201人	②-①=		1人	6人	△46人	△14人
市全域		1号認定	2号認定		3号認定																																													
		3歳以上教育希望	①3歳以上教育希望	②3歳以上保育必要	1～2歳保育必要	0歳保育必要																																												
見込量合計①		39人	84人	689人	454人	203人																																												
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	40人	90人	643人	438人	200人																																												
	地域型保育事業※2	—	—	—	2人	1人																																												
	合計②	40人	90人	643人	440人	201人																																												
②-①=		1人	6人	△46人	△14人	△2人																																												
(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進 必須 (P 4 7) ・認定こども園の普及にかかる考え方や児童福祉と学校教育の両面から適正な教育・保育施設の提供について記載します。 (3) 教育・保育の質の向上 必須 (P 4 8) ・子ども一人ひとりの健やかな成長を目指し、幼・保・小の連携を強化し、就学後の教育に活かす取り組みを記載します。 (4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保 (P 4 8) ・保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるための取り組みを記載します。						第三 二 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項 第三 三 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項																																												

事業計画構成と内容	国基本指針該当部分																								
3 地域子ども・子育て支援事業の充実（P 4 9） (1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策 必須（P 4 9） ・教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。 ◇ニーズ調査等をもとに、鹿島市に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業(※3)」の「現在の利用状況」+「利用希望」を踏まえて設定します。 ※3 放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業、延長保育事業等 ・教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。 (イメージ) <table><tr><td></td><td>平成 27 年度</td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td><td>平成 31 年度</td></tr><tr><td>①量の見込み</td><td>11,856 人日</td><td>11,616 人日</td><td>11,388 人日</td><td>11,124 人日</td><td>10,872 人日</td></tr><tr><td>②確保方策</td><td>24,000 人日</td><td>24,000 人日</td><td>24,000 人日</td><td>24,000 人日</td><td>24,000 人日</td></tr><tr><td>②－①＝</td><td>12,144 人日</td><td>12,384 人日</td><td>12,612 人日</td><td>12,876 人日</td><td>13,128 人日</td></tr></table> (2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上（P 6 0） ・質の高い地域の子育て支援に向けた取り組みを記載します。		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	①量の見込み	11,856 人日	11,616 人日	11,388 人日	11,124 人日	10,872 人日	②確保方策	24,000 人日	24,000 人日	24,000 人日	24,000 人日	24,000 人日	②－①＝	12,144 人日	12,384 人日	12,612 人日	12,876 人日	13,128 人日	第三 二 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度																				
①量の見込み	11,856 人日	11,616 人日	11,388 人日	11,124 人日	10,872 人日																				
②確保方策	24,000 人日	24,000 人日	24,000 人日	24,000 人日	24,000 人日																				
②－①＝	12,144 人日	12,384 人日	12,612 人日	12,876 人日	13,128 人日																				
4 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実（P 6 2） (1) 児童虐待防止対策の充実（P 6 2） ・養育支援の必要とする家庭の早期把握及び地域の子育て支援の活用による虐待予防、虐待の早期発見・早期対応、関係機関との連携等の取り組みについて記載します。 (2) ひとり親家庭の自立支援の推進（P 6 3） ・地域子ども・子育て支援事業等の利用におけるひとり親家庭への配慮や母子・父子自立支援員による生活支援等の継続、県との連携による総合的な自立支援の推進について記載します。 (3) 障がい児施策の充実（P 6 4） ・障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見・治療を図るための妊婦及び乳幼児健康診査や学校における健康診断等の推進について記載します。 ・発達障害を含め障がいのある子どもについて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加をするために必要な力を身につけるための取り組みについて記載します。	第三 三 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項 第四 児童福祉法その他関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項																								

事業計画構成と内容	国基本指針該当部分
5 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進（P 6 4） （１）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し ・男性を含めた子育て期間中の働き方の見直しに向けた取り組みについて記載します。 （２）事業主の取り組みの促進（P 6 5） ・仕事と生活の調和に向けた働き方の見直し及び子ども・子育て支援に積極的に取り組む企業の表彰や事例紹介等、社会的評価の促進に向けた取り組みを記載します。 （３）ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進 ・労働者、事業主、地域住民等に対し、さまざまな機会を活用し、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた意識啓発を推進するための取り組みを記載します。	第三 三 3 労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項 第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項 第五 一 子育て期間中を含めた働き方の見直し 第五 二 父親も子育てができる働き方の実現 第五 三 事業主の取組の社会的評価の推進 第五 四 国民への周知、理解の促進等
6 計画の推進体制（P 6 6） （１）関係機関等との連携 ・庁内関係部局や近隣市町村、県、教育・保育施設事業者等との連携及び協働による計画の推進について記載します。 （２）計画の達成状況の点検・評価 ・個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果の公表及びこれらを施策の改善等につなげていくことについて記載します。	第二 二 1 市町村内及び都道府県内の関係部局の連携及び協働 第二 二 2 市町村相互間の連携及び協働並びに市町村と都道府県との連携及び協働 第二 二 3 教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の実施に係る関係者の連携 第二 二 4 国と地方公共団体との連携及び協働 第三 六 3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価 第六 二 地方版子ども・子育て会議における子ども・子育て支援策の点検・評価に関する事項